

「下関市上下水道局週休2日工事の実施要領」Q & A

Q1：休日の取得計画を立てる際、祝日を、休日としてカウントしてもよいか。

A1：「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所が行われることを指しますので、祝日に現場が閉所されるのであればカウント可能です。

Q2：降雨等により急遽、予定外の休日とする場合、休日としてカウントしてよいか。

A2：降雨、降雪等による予定外の現場閉所（一日を通しての閉所）についても、現場閉所日数に含まれますので、カウントできます。ただし、午前あるいは午後のみ（半日＝0.5日）というカウントはできません。

Q3：現場閉所を計画していた日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要はあるか。

A3：災害等に伴う予定外の対応であっても、特別の理由が無い限り、振替休日を取得してください。同一週の振替休日の取得が困難な場合は、次週に振替休日を確保することも可能です。

Q4：工事着手後、暫くの間は現場が稼働せず、工事が本格稼働した後は日曜日のみを休日とする場合に、不稼働の期間を対象期間に含めてよいか。

A4：現場が稼働していない期間は、一時中止の期間と同様に対象期間外となります。現場稼働後に、関連工事等の進捗状況により、受発注者で協議したうえで作業不能（現場閉所）となった期間も同様に対象期間外です。

Q5：対象期間に含まない年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間とは、具体的にいつなのか。

A5：年末年始休暇期間は、12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇期間は、8月13日から8月15日までの3日間とします。

Q6：年末年始休暇6日間や夏季休暇3日間に土日が含まれる場合、どのようにカウントするのか。

A6：年末年始休暇及び夏季休暇は対象期間に含まないため、年末年始休暇及び夏季休暇を除いた期間で4週8休（28.5%）以上を達成する必要があります。

Q7：夜間作業がある工事の休日取得はどのように考えるのか。

A7：24時間以上の現場閉所が出来た場合を休日取得として取り扱ってください。

Q 8 : 工事内容が変更となった場合の工期の取扱いはどうなるのか。

A 8 : 受注者の責によらない理由により、工事内容が大幅に変更となる場合は、受発注者が協議の上、適切に工期を見直すものとします。

Q 9 : 現場閉所日に、現場代理人や作業員が他の現場で作業をしていた場合も現場閉所となるのか。

A 9 : 現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」のことであるため、現場閉所として取り扱うことは可能ですが、「週休2日工事」の趣旨を踏まえて、現場代理人や作業員の休日が確保できるよう、十分にご配慮をお願いします。

Q 10 : 現場事務所でなく会社にて事務作業を行う場合は現場閉所とみなしてよいか。

A 10 : 現場事務所で行う事務作業を会社で行う場合は、現場閉所とみなしません。

Q 11 : 現場閉所率の算定式を示してほしい。

A 11 : 現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数 × 100 (%)

※少数第2位切り捨て

Q 12 : (受注者の責めに帰すことができない事由により) 工期延伸となった場合、延伸した期間も含めて現場閉所率を算出して良いのか。

A 12 : 工期延伸した期間も含めて週休2日の対象期間となります。

Q 13 : 5月の大型連休の現場閉所は、現場閉所率の算定対象としてよいか。

A 13 : 大型連休(土・日曜日を除く)は「祝日」にあたりますので、現場閉所率の算定期間の対象となります。

Q 14 : やむを得ず「夏季休暇」や「年末年始休暇」に作業を行った場合、どのようにして現場閉所率を算定すればよいか。

A 14 : 質問のケースの場合、「夏季休暇」は3日間、「年末年始休暇」は6日間となるよう、別の日に振り替える必要があります。

「夏季休暇」や「年末年始休暇」の日程変更とみなした上で、現場閉所率を算定します。

Q 15 : 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合について、工事成績評定の取扱いは。

A 15 : 内容に応じて、工事成績評定の考査項目別運用表の「法令順守等—その他」の項目で点数を減ずる措置を行います。減点数は、他の措置内容等の減点数を考慮し決定します。

Q 1 6 . 現場作業着手日、現場作業完了日とは。

A 1 6 :

現場作業着手日 現場での準備作業（現地測量、現場事務所の設置や資機材の搬入等）に着手した日

現場作業完了日 現場の後片付け作業（資機材の搬出、清掃等）が完了した日

※ ただし、資機材の一部搬出が遅れるなどの理由により、現場作業が概ね完了した時から残りの作業完了時までの間を現場閉所とした場合は計画工程表で現場閉所期間として見込んである場合に限り、対象期間内での現場閉所扱いとします。

Q 1 7 : 現場作業完了前に補正係数の適用区分が確定しないまま設計変更できるのか。

A 1 7 : 工程及び休日取得の見通しが立っている場合、受発注者協議により、現場作業の完了を待つことなく設計変更は可能です。万が一、受注者の責によらない事由により工程の遅れが生じた場合の対応は、受発注者協議によってください。

Q 1 8 : 土木・設備工事の要領の対象となる工事（以下「土木工事等」という）について予定価格の設定方法や経費の補正方法、工事成績評定での評価について教えてほしい。

A 1 8 :

（予定価格）

発注時は、週休2日工事（現場閉所型）・月単位もしくは、週休2日工事（交替制）・月単位の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を設定し、発注します。

（経費補正）

受注者が完全週休2日を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、完全週休2日の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行います。なお、月単位の4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行います。

（工事成績評定）

完全週休2日または月単位を達成した場合は、工事成績評定の考査別項目運用表において評価を行います。なお、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合は、内容に応じて減点を行います。

Q 1 9 : 土木工事等の契約後の協議において、受注者が月単位を実施するとした場合で、結果として完全週休2日を達成したときの経費の補正や工事成績評定での評価はどうなるのか。

A 1 9 : 当初、完全週休2日を実施するとせず、結果的にこれを達成した場合は、以下のとおり取り扱います。

（1）経費：当初の補正から変更なし（2）工事成績評定：評価する

Q 2 0 : 土木工事等の契約後の協議において、受注者が完全週休 2 日を実施するとした場合で、月単位のみ達成したときの経費の補正や工事成績評定での評価はどうなるのか。

A 2 0 : 契約後の協議において、完全週休 2 日を実施するとした場合で、月単位のみ達成した場合は、以下のとおり取り扱います。

(1) 経費：当初の補正から変更なし (2) 工事成績評定：評価する

Q 2 1 : 完全週休 2 日 (土日) I 型の営繕工事について予定価格の設定方法や経費の補正方法、工事成績評定での評価について教えてほしい。

A 2 1 :

(予定価格)

発注時は、月単位の週休 2 日を前提に労務費を補正し工事費を積算して予定価格を設定し、発注します。

(経費補正)

受注者が工事着手時に完全週休 2 日 (土日) の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は、現場管理費を補正し、請負代金額のうち補正分を増額変更します。月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更します。

(工事成績評定)

月単位または完全週休 2 日を達成した場合は、工事成績評定の考査別項目運用表において評価を行います。なお、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られず、週休 2 日を達成できなかった場合は、内容に応じて減点を行います。

Q 2 2 : 完全週休 2 日 (土日) II 型の営繕工事について予定価格の設定方法や経費の補正方法、工事成績評定での評価について教えてほしい。

A 2 2 :

(予定価格)

発注時は、週休 2 日の取組に係る経費の補正を行わずに予定価格を設定し、発注します。

(経費補正)

受注者が工事着手時に完全週休 2 日 (土日) の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は、請負代金額のうち労務費、現場管理費補正分を増額変更します。

月単位の週休 2 日の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更します。

(工事成績評定)

月単位または完全週休 2 日を達成した場合は、工事成績評定の考査別項目運用表において評価を行います。なお、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られず、週休 2 日を達成できなかった場合は、内容に応じて減点を行います。

Q 2 3 : 週休 2 日 (月単位または完全週休 2 日) の達成が確認された場合、工事成績評定の取扱いは。

A 2 3 : 下記細別において評価を行います。

1 週休 2 日の確保

一般監督員の「別紙 1 考査項目別運用表」及び「別紙 2 考査項目別運用表 (小規模工事)」

【考査項目】 2.施工状況 【細別】 II.工程管理

- 休日の確保を行っている。
- その他 : (理由 : 現場閉所による週休 2 日の確保を行っている。)

※週休 2 日を達成した場合は、上記 2 事項両方で評価します。

主任監督員の「別紙 1 考査項目別運用表」及び「別紙 2 考査項目別運用表 (小規模工事)」

【考査項目】 2.施工状況 【細別】 II.工程管理

- 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- その他 : (理由 : 現場閉所による週休 2 日の確保に取り組んだ。)

※週休 2 日を達成した場合は、上記 2 事項両方で評価します。

※この「工程管理」の評価は、原則“a”評価 (2 点) とします。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、“a”評価としないことができます。

2 働き方改革

一般監督員の「別紙 1 考査項目別運用表」及び「別紙 2 考査項目別運用表 (小規模工事)」

【考査項目】 5.創意工夫 【細別】 I.創意工夫

- 週休 2 日の確保に向けた企業の取組みが図られている。

※「週休 2 日の確保に向けた企業の取組みが図られている。」は、週休 2 日の確保自体を評価する項目ではなく、他の模範となるような、週休 2 日確保に向けた受注企業の取組 (社員教育や情報共有方法等) を、当該工事で実施した場合に評価する。

※「働き方改革」に関する加点は 1 点とします。また、他の取組等に応じて加点するものとして、「働き方改革」の項目では最大 2 点とします。

【例】若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

Q 2 4 : 対象期間が 4 週間 (28 日) 未満の工事は、「月単位」の対象となるか。

A 2 4 : 対象とします。

Q 2 5 : 対象期間が 4 週間 (28 日) 未満の工事や、対象期間最終月で 4 週間 (28 日) 未満の期間において、現場閉所率/休日率はどのように判断するか。

A 2 5 : 暦上の土日の閉所/休日取得では 28.5%に満たない期間が生じた場合に限り、その期間

の土日の合計日数以上に閉所/休日取得を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなします。

Q 2 6 : 週休 2 日対象外工事とする緊急を要する工事、施工時期等に制約のある工事、設計金額 2 0 0 万円以下の工事（本体工事と密接な関係にある付帯工事は含まない）とはどのようなものか？

A 2 6 : 次のような工事を対象外とします。

- ・ 緊急を要する工事・・・災害復旧工事のうち、応急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- ・ 制約のある工事・・・早期に規制解除（道路規制、断水投）が必要な工事、利用者がいる施設改修工事等
- ・ 設計金額 2 0 0 万円以下の工事・・・設計金額 2 0 0 万円以下であっても本体工事と密接な関係のある付帯工事は除く

Q 2 7 : 工場製作のみを実施している期間は対象期間に含まれないが、経費の補正は行うのか。

A 2 7 : 工場製作（労務費）は補正を行いません。

Q 2 8 : 施工箇所が点在する工事では、施工箇所ごとに週休 2 日を判断するか。

A 2 8 : すべての施工箇所を合わせて判断します。

Q 2 9 : 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

A 2 9 : 営繕工事の週休 2 日工事において、国の取り扱いと同様に、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外とします。

Q 3 0 : 「完全週休 2 日」の取組において、週を「原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間」としている理由は。

A 3 0 : 「完全週休 2 日」は、対象期間の全ての週において、原則として現場閉所(現場休息)日を土曜日及び日曜日とし、2 日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいいます。現場閉所(現場休息)日を土曜日及び日曜日としない場合は、受発注者間の協議により同一の週内において変更するものとしています。

天候不順等の突発的な事象により、土曜日又は日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合、同一の週内において現場閉所(現場休息)日の変更が可能となるように、週を原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間としています。

ただし、週を土曜日から金曜日までの 7 日間とすると、同一の週内における現場閉所(現場休息)日の変更が困難な場合は、工事着手前に受発注者間の協議により、週の定義を決定します。